

善通寺市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、善通寺市契約規則（平成10年善通寺市規則第5号）第18条第1項に規定する事由のある場合における低入札価格調査について、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象は、市が発注する建設工事及び製造の請負（以下「工事等」という。）のうち、予定価格が3,000万円以上であって、原則、総合評価落札方式により競争入札に付する工事等とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に掲げる額の合計額（合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額（その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超えるときは、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たないときは、予定価格に10分の7を乗じて得た額）とする。

- (1) 直接工事費に0.95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に0.90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に0.80を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に0.55を乗じて得た額

2 工事等の性質上前項の規定による算定によりがたいときは、同項の規定にかかわらず、調査基準価格は、10分の7から10分の9までの範囲内において市長が定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

3 調査基準価格は、予定価格書に記載するものとする。

(失格基準価格の設定)

第4条 調査基準価格を設定し競争入札に付する場合には、失格基準価格を定めることができる。

2 失格基準価格に満たない入札をした者は、失格とする。

3 失格基準価格は、次の各号に掲げる額の合計額（合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額（その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たないときは、予定価格に10分の7を乗じ

て得た額)とする。

- (1) 直接工事費に0.85を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に0.80を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に0.70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に0.45を乗じて得た額

4 工事等の性質上前項の規定による算定によりがたいときは、同項の規定にかかわらず、失格基準価格を定めないのである。

5 失格基準価格は、予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 調査基準価格及び失格基準価格(以下「調査基準価格等」という。)を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、入札の公告、公表又は指名通知に調査基準価格等が設定されていることを明記するものとする。

(調査基準価格等の公表)

第6条 調査基準価格等は開札後に公表するものとする。ただし、必要があると認めるときは、調査基準価格等を入札執行前に公表することができる。

(落札の保留)

第7条 入札の結果、第1順位者の入札価格が失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格に満たない場合は、落札者の決定を保留する旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、その入札を終了する。

(調査の実施)

第8条 低入札価格調査を受ける入札者(失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格に満たない入札をした者。以下「被調査者」という。)から次に掲げる事項についての資料の提出及び事情聴取により、契約内容に適合した履行が可能かどうかについて調査を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 調査対象工事付近における手持ち工事等の状況
- (4) 調査対象工事に関連する手持ち工事等の状況
- (5) 調査対象工事の場所と入札者の事務所、倉庫等の関連
- (6) 手持ち資材の状況

- (7) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (8) 手持ち機械数の状況
- (9) 労務者の具体的供給見通し
- (10) 過去に施工した公共工事の工事名，発注者及び工事成績
- (11) その他必要な事項

2 前項の規定による調査のほか，必要に応じて次に掲げる事項についても，関係機関への照会により調査を行うものとする。

(1) 経営状況（取引金融機関，保証会社等への照会）

(2) 信用状況

ア 建設業法違反の有無

イ 賃金不払の状況

ウ 下請代金の支払遅延状況

エ その他

（調査資料の提出）

第9条 低入札価格調査の実施者は，第7条第1項の規定による入札の終了後，直ちに，被調査者に対し低入札価格調査に係る資料（以下「調査資料」という。）の提出を求めなければならない。

2 調査資料の提出期限は，開札をした日の翌日から起算して7日以内とし，提出期限内に調査資料の提出がない場合は，被調査者が行った入札は失格とする。

（事情聴取の実施）

第10条 低入札価格調査の実施者は，被調査者に対する事情聴取を実施し，被調査者により契約の内容に適合した履行が可能かどうかを確認しなければならない。

（善通寺市工事請負等審査委員会の審査）

第11条 低入札価格調査の実施者は，調査結果を善通寺市工事請負等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告し，審査を求めなければならない。

2 審査委員会は，低入札価格調査の実施者から審査を求められたときは，契約内容に適合した履行が可能かどうかについて審査を行うものとする。なお，審査には必要に応じて被調査者の出席を求めることができる。

（落札者の決定等）

第12条 審査委員会において審査された調査結果のうち，1者以上の調査結果について

契約内容に適合した履行が可能と決定したときは、契約内容に適合した履行が可能と決定した者のうち最低の価格をもって入札した者又は評価値の最も高い者を落札者とし、契約内容に適合した履行が困難と決定した者を失格者と決定する。

2 全ての低入札価格調査結果について契約内容に適合した履行が困難と決定したときは、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者又は落札者となるべき条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者を落札者とし、契約内容に適合した履行が困難と決定した者を失格者と決定する。

(契約条件)

第13条 前条第1項の規定により落札者を決定し契約を締結する場合は、次の各号に掲げる条件の履行を求めるものとする。

(1) 請負代金の100分の30以上の契約保証金を納付すること。

(2) 前払金の金額を請負代金額の2割以内とすること。

(適正な施工の確保)

第14条 工事等の施工に当たっては、監督及び検査を強化することとし、施工体制台帳及び施工計画書並びに調査資料の内容が異なる場合は、その理由について確認する。

(虚偽記載)

第15条 落札者が虚偽の調査資料の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合又は工事等の施工における監督の結果の内容と調査資料の内容が著しく異なる場合は、善通寺市指名停止措置要領（平成元年善通寺市告示第17号）別表第1号により指名停止を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。